

# 電力自由化に向けた消費者保護戦略パッケージ

Ⅰ 本年2月に、消費者保護を強化するための更なる取組を発表。

## これまでの取組

### 各種説明会の開催

ブロック別説明会(全国10エリア実施済)、  
都道府県別説明会(消費者庁と協力、50回程度)、  
消費者団体・企業での説明会(30回程度)



### ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター2.5万部、パンフレット15万部作成、  
各都道府県等に配送済  
・全国の百貨店・スーパーで配布・掲示  
・東京メトロ駅構内にも掲示(2/10 16)



### 専用コールセンターの開設

平均30件/日の入電。消費者からの自由化に関する相談  
や問い合わせ等に対応。



このほか

- ・関連WEBページの開設(Q&A、相談窓口、60秒解説、  
バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意)
- ・経済産業省外壁への懸垂幕の掲示(1/19~6/30)
- ・1,700市町村への情報提供

## 「消費者保護戦略パッケージ」(今後の取組)

### 電力取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結

- ・消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有。それに対するアドバイスを  
含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信
- ・国民生活センターと連携した研修会・勉強会を随時実施
- ・トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールのあり方の検討



### 電力自由化キャラバン

- ・消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客  
施設で広報イベントを開催(30箇所)。
- ・第1回は、2月29日(月)に中延商店街(東京都品川区)で開催。



### 集中相談期間の設定(「駆け込み寺」の設置)

- ・自由化開始前後の3月下旬~4月中旬にかけて、コールセンターとは別に、平日夜間  
及び休日も電話相談を実施。
- ・専門の消費生活相談員による「家庭向け電力自由化なんでも110番」を3/13に実施  
(実施団体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)



### 法的トラブル解決のための情報提供(3月から実施)

日本司法支援センター(法テラス)のコールセンター、全国の事務所(61箇所)での情報提供

### 県民・市民向け広報紙等を通じた情報発信(各都道府県・市区町村)

### ブロック紙への広報記事の掲載

### 広報動画等を使った情報発信

内閣広報室、政府広報室と連携し、LINE・TwitterといったSNSなど、様々な媒体を通して情報を発信

### 関連WEBページの拡充

切り替えを検討する際の留意ポイントの紹介などコンテンツを拡充

**【参考】電力システム改革等について**

# 電力システム改革の目的

1

## 安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化を図りつつ、需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2

## 電気料金を最大限抑制する

競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う（メリットオーダー）の徹底、需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3

## 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発。

# これまでの我が国の電気事業制度改革の歩み

- I 我が国の電気事業制度は、1995年以降、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、累次の改革を実施。

## 第一次制度改革（1995年）

- ü 電力の卸供給を行う独立発電事業者（IPP）制度の導入と電源入札制度の創設
- ü 電力会社の料金メニュー多様化（選択約款の導入）等

## 第二次制度改革（1999年）

- ü 特別高圧需要家（大規模工場、デパート等）を対象に自由化実施
- ü 電力会社の料金引下げに係る規制緩和（許可制 届出制）等

## 第三次制度改革（2003年）

- ü 高圧需要家（中規模、スーパー等）を自由化対象に拡大
- ü 卸電力取引市場の整備 等

## 第四次制度改革（2008年）

- ü 卸電力取引活性化のための「時間前市場」の創設
- ü 託送料金における「ストック管理制度」の導入 等

## 第五次制度改革（2015年）

- ü 広域的運営推進機関と電力取引監視等委員会の設立
- ü 電気の小売全面自由化（2016年4月から）
- ü 送配電部門を発電・小売部門と別会社化（法的分離：2020年から）

# エネルギーシステム改革の全体スケジュール

平成27年  
(2015年)  
4月1日

平成28年  
(2016年)  
4月1日

平成29年  
(2017年)

平成32年  
(2020年)  
4月1日

平成34年  
(2022年)  
4月1日

## 【電力】

第1段階  
(広域的運営  
推進機関設立)

第2段階  
(電気の小売  
全面自由化)

第3段階  
(送配電部門  
の法的分離)

(料金の経過措置期間)

(事業者ごとに競争  
状態を見極め解除)

## 【都市ガス】

ガスの小売  
全面自由化

導管部門  
の法的分離  
(大手3社)

料金規制  
の撤廃

競争状態が不十分な事業者  
においては料金規制を残す

## 【市場監視委員会】

平成27年(2016年)9月1日

電力取引監視等  
委員会の設立

ガス・熱についても  
業務開始  
(電力・ガス取引監視  
等委員会への改称)

# 広域的運営推進機関（OCCTO）の設立（2015年4月）

- Ⅰ 震災時、西日本で電力が余っているにも関わらず、東日本では不足する事態を経験。
- Ⅰ 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくするとともに、全国大の送電網の増強等を実施していくことが必要。
- Ⅰ そのための司令塔として、昨年4月に「電力広域的運営推進機関」を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設済み。電気事業者に対して融通の指示などを行う。

